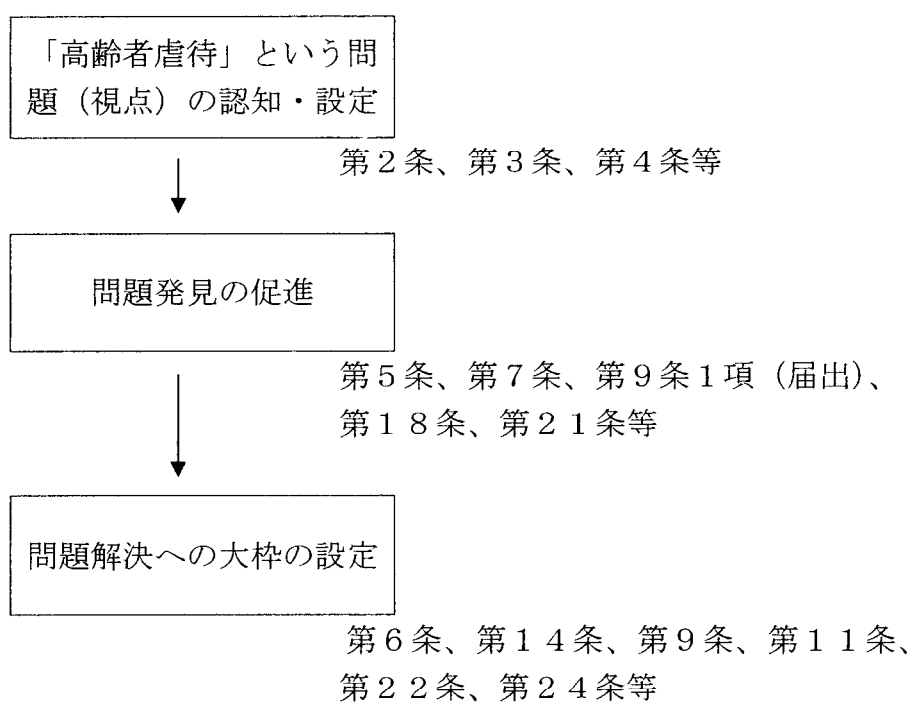


## 高齢者虐待をめぐる法律問題

弁護士 高村 浩

### 一 高齢者虐待防止法第1条の構文（別表1参照）

### 二 高齢者虐待防止法の基本的な構造



### 三 高齢者虐待防止法の特徴と解釈運用上の問題

#### 1 児童虐待防止法との比較から見た特徴と問題

基本的に児童虐待防止法に倣っている。その上で、虐待の客体が高齢者であることから児童虐待防止法とは異なった規定を置いている（例えば、

別表 2 参照)。

高齢者と児童とでは、心身の状況等の事実状態も、行為能力の有無等の法的地位も異なるから、高齢者虐待防止法の運用、解釈上もこの点に留意する必要がある。具体的には、特に、

- ① ネグレクトの解釈
- ② 高齢者の意思、プライバシーと通報（DV法との比較）、立入調査、面会制限との関係

## 2 老人福祉法及び介護保険法との関係から見た特徴と問題

老人福祉法や介護保険法の既存の規定や解釈を確認している部分が少なくない（例えば、別表 3 参照）。このため、特に老人福祉法の解釈運用上の問題が今後も残る。具体的には、

- ① 認知症高齢者や措置を拒否している高齢者と措置の可否
- ② 後見開始の審判等の申立の運用

## 3 介護との関係から見た特徴と問題

虐待の客体である高齢者は要介護者に限られていないが、経済的虐待以外の虐待の主体が「養護者」に限られ、また施設及び事業の関係では虐待の主体が「養介護施設従事者等」に限定されるなど、いわば「介護虐待」防止法としての性格がある。

しかし、自立している高齢者でも虐待を受けることはあり、虐待の主体は養護者や養介護施設従事者等に限られない。このため、例えば、以下の問題がある。

- ① 「養護」、「養護者」の解釈
- ② 養介護施設従事者等以外の施設・事業の従事者による虐待への対応

## 4 「高齢者虐待の防止」全体との関係から見た特徴と問題

「高齢者虐待の防止」には、①虐待の予防（未然防止）⇒②発見⇒③虐待からの保護⇒④再発防止が含まれる。高齢者虐待防止法は、②と③の部分で、通報⇒調査確認⇒相談・指導・助言⇒老人福祉法上の措置や後見開始の審判等の申立という対応の一つの型を規定した。しかし、①と④の部分については、第 6 条（相談等）、第 14 条（相談等）、第 20 条（研修等）などの規定はあるが、具体的な施策はあまり規定されていない。

この意味で、高齢者虐待防止法は、高齢者虐待の定義を定めるなど高齢者虐待防止のいわば基本法的な内容を規定した部分（第2条、第3条、第4条等）のほかは、特に、高齢者虐待発生時の対応の仕組みを定めた部分（第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第21条、第22条、第24条等）が中心になっている。もともと高齢者虐待発生の要因は多様であるから、広い意味での虐待の防止は、一つの法律だけでよくするところではない。

従って、「高齢者虐待の防止」のためには、高齢者虐待防止法だけでなく、認知症の早期・正確な診断、診断後の高齢者・家族の支援、家族介護の負担軽減等の虐待発生の要因に応じた対策も不可欠である。また、高齢者虐待防止法の解釈運用にあたって留意する必要がある。具体的には、

- ① 発見努力義務（第5条）の位置付け
- ② 相談・指導・助言等（第6条、第14条）の位置付け

## 5 高齢者虐待への対応の仕組み上の特徴と問題

市町村及び市町村から委託を受けた地域包括支援センター等が対応の中核を担うことになっているが、同時に、関係機関等との連携協力が重視されている点が特徴となっている（第3条1項、第9条1項、第16条等）。実際上も、介護保険を利用している高齢者の場合、居宅介護支援事業者等の介護事業者、主治医等との連携が不可欠である。そして、連携が必要な分、個人情報の利用も不可避である。反面で、

- ① 個人情報保護法、個人情報保護条例に則った対応が必要
- ② 個人情報保護条例に基づく開示請求もありうる（東京高判平成14年9月26日判例時報1809号12頁参照。最高裁のHP判例情報コーナーにも掲載）。

【別表1】 第1条の構文

|                          |   |
|--------------------------|---|
| この法律は、                   |   |
| 事実認識                     | 高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり  |
| 理 念                      | 高齢者の尊厳の保持にとって   |
| 立法の必要性<br>の判断（動機）        | 高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要である<br>こと等にかんがみ   |
| 本法が採用する<br>立法目的達成の<br>手段 | 高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、<br>高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、<br>養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護<br>者による高齢者虐待の防止に資する支援（養護者に対す<br>る支援）のための措置等を定めることにより、 |
| 本法の直接的な<br>立法目的          | 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を<br>促進し   |
| 本法の究極的<br>な立法目的          | もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする  |

【別表 2】

|                | 高齢者虐待防止法   | 児童虐待防止法                                 |
|----------------|--|---|
| 虐待の類型          | 養護者による高齢者虐待  | 保護者による児童虐待                              |
|                | 養介護施設従事者等による高齢者虐待  | 第 3 条                                   |
|                | 養護者による高齢者虐待  | 保護者による児童虐待                              |
| 虐待の主体          | 養護者  | 保護者                                     |
|                | 経済的虐待では養護者又は高齢者の親族                                       |   |
| 虐待の客体          | 高齢者  | 児童                                      |
| 虐待の種別          | 身体的虐待<br>ネグレクト<br>心理的虐待<br>性的虐待                          | 身体的虐待<br>性的虐待<br>ネグレクト<br>心理的虐待         |
|                | 経済的虐待  |   |
| 国と地方公共団体の責務    | 第 3 条  | 第 4 条。「親子の再統合の促進への配慮」、「良好な家庭環境」（16 年改正） |
| 通報又は通告義務が生じる場合 | ① 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見し、<br>② 当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合 | 児童虐待を受けたと思われる児童者を発見した場合                 |
| 通報努力義務が生じる場合   | 高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合                                 |   |
| 立入調査を行う場合      | 養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるとき         | 児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき                 |
| 面会の制限          | 第 13 条。養護老人ホームは除外。通信制限も不可                                | 第 12 条、第 12 条の 2                        |
| 養護者、保護者への対応    | 第 14 条   | 第 11 条                                  |

【別表 3】

|                   | 高齢者虐待防止法             | 老人福祉法  | 介護保険法                                 |
|-------------------|----------------------|--|---------------------------------------|
| 高齢者虐待             | 第 2 条                | 「高齢者虐待」という用語が存在しない。なお、「老人ホームの入所措置等の指針について」昭和 6 2 年社老 8 号)。                                   | 「被保険者に対する虐待」(115 条の 3 8 第 1 項 4 号)    |
| 高齢者               | 「高齢者」=65 歳以上の者       | 「老人」= (定義規定はない)。<br>「65 歳以上の者」=65 歳以上の者だけでなく、65 歳未満の者であって特に必要があると認められる者を含む (第 5 条の 4 第 1 項)。 |                                       |
| 養護者               | 「養護者」=高齢者を現に養護する者    | 「養護者」=65 歳以上の者を現に養護する者 (第 5 条の 4 第 1 項)  |                                       |
| 発見努力              | 第 5 条                | 市町村は、老人の福祉に関する実情把握、相談、調査、指導等の業務を行うものとされている (第 5 条の 4 第 2 項)。                                 | 居宅介護支援専門員による課題分析の標準項目 (平成 11 年老企 2 9) |
| 相談、指導及び助言         | 第 6 条                | 第 5 条の 4 第 2 項 2 号   |                                       |
| 通 報               | 第 7 条                |  | 指定基準に「連携」規定が存在                        |
| 高齢者の安全確認及び通報事実の確認 | 第 8 条第 1 項           | 第 5 条の 4 第 2 項 2 号   |                                       |
| 措置                | 第 8 条第 2 項           | 第 10 条の 4。第 11 条第 1 項。<br>昭和 6 2 年社老 8 号。  |                                       |
| 後見開始の審判等の申立       | 第 8 条第 2 項           | 第 3 2 条  |                                       |
| 立入調査              | 第 11 条、第 30 条、第 12 条 |  |                                       |
| 施設・事業者に対する監督      | 第 24 条               | 第 18 条、第 18 条の 2 等   | 第 76 条の 6、7、<br>第 77 条、第 78 条の 6 等    |

平成 18 年（2006 年）4 月 24 日

## 横須賀市における高齢者虐待防止事業

横須賀市高齢者虐待防止センター

保健師 角田幸代

- 1 横須賀市の概況
- 2 高齢者虐待防止センター
- 3 高齢者虐待の定義のとらえ方
- 4 高齢者虐待防止事業
  - (1) 相談
  - (2) ネットワークミーティング
  - (3) 研修会
  - (4) 市民啓発
- 5 高齢者虐待への対応
- 6 法施行に向けての課題

## 横須賀市における高齢者虐待防止事業



平成18年4月24日

横須賀市

高齢者虐待防止センター

保健師 角田幸代

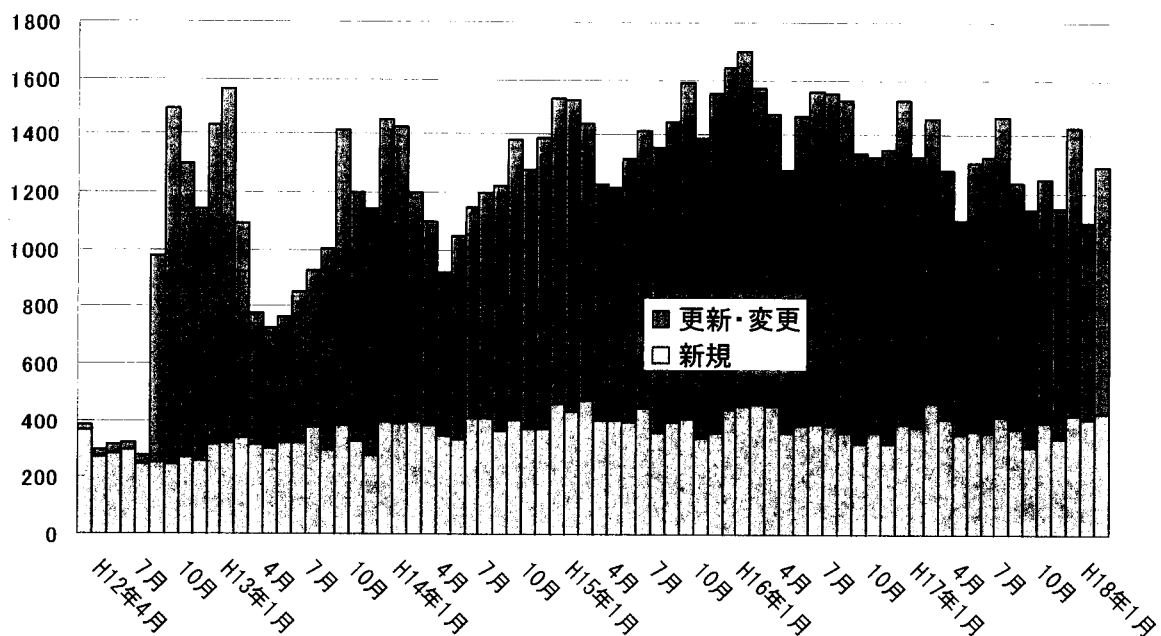
## 横須賀市の高齢者数と高齢者率の推移

|            | 1985年    | 1990年    | 1995年    | 2000年    | 2006年    |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 人口         | 427,116人 | 433,358人 | 432,193人 | 428,645人 | 431,026人 |
| 65歳<br>以人口 | 40,419人  | 49,146人  | 60,725人  | 74,760人  | 92,329人  |
| 高齢化率       | 9.46%    | 11.34%   | 14.05%   | 17.44%   | 21.42%   |

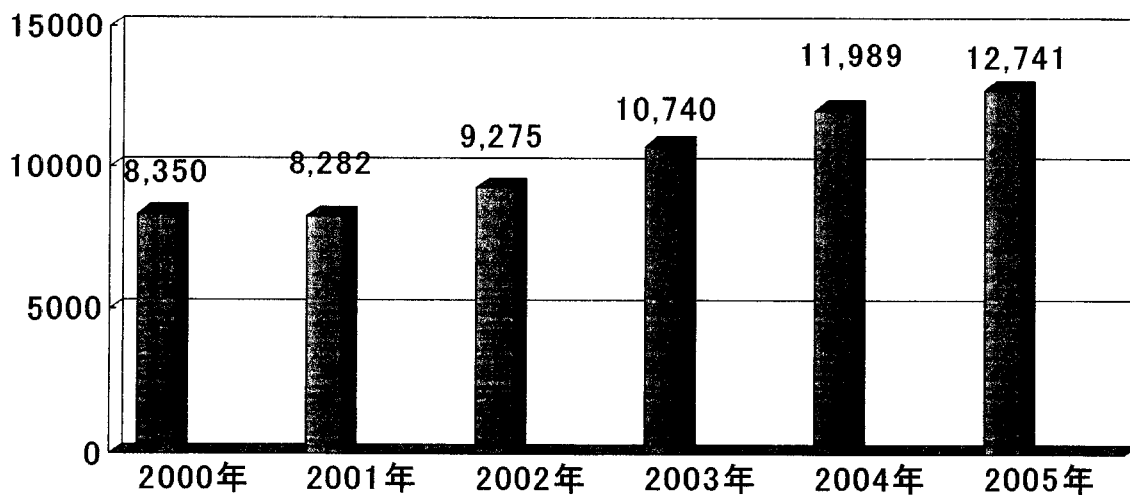
\* (1985年～2000年は国勢調査、2006年は4月1日住民基本台帳による)



## 介護保険申請件数推移



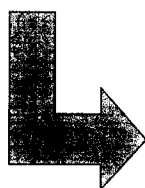
## 介護保険認定者数の推移



(10月1日現在)

## 横須賀市の地域包括支援センター

- 地域包括支援センター(市直営)  
基幹型在宅介護支援センター  
高齢者虐待防止センター含む



地域型在宅介護支援センター  
(委託30か所)

\* 年度内に委託開始(12か所予定)

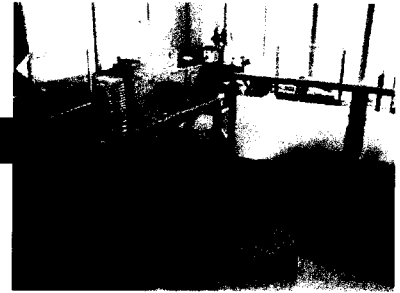
## 高齢者虐待防止事業

横須賀市では法制化に先駆けて平成13年度から、高齢者虐待防止、早期発見、早期対応を目的として「高齢者虐待防止事業」に取り組んでいる。

平成15年度は金沢市とともに厚生労働省の  
モデル事業を実施。

平成16年度から自治体初の  
高齢者虐待防止センターを開設。

# 高齢者虐待防止センター 業務の内容



## ■相談

高齢者虐待に関する相談

## ■虐待への対応

家庭訪問などによる、被虐待者への支援

虐待者への対応

関係機関との連絡調整、他機関の紹介など

## ■関係機関との連携のために

高齢者支援のためのネットワークミーティングの開催

高齢者虐待に関わる関係者のための研修会など。

\* 保健師3名配置

## 高齢者虐待の定義と分類

平成15年11月医療経済研究機構

「家庭内における高齢者虐待に関する調査」に示された対象者の範囲と種類

### 身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やアザ、痛みを与える行為や外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為

### 心理的虐待

脅かしや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって精神的、情緒的に苦痛を与えること

### 性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要

### 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること

### 介護・世話の 放棄放任

意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族がその提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること

# 高齢者虐待防止事業の目的

---

高齢者虐待の防止、早期発見、早期対応

## 事業の内容

### 高齢者虐待防止事業の4つの柱

---

相談

ネットワーク

ミーティング

高齢者虐待防止事業

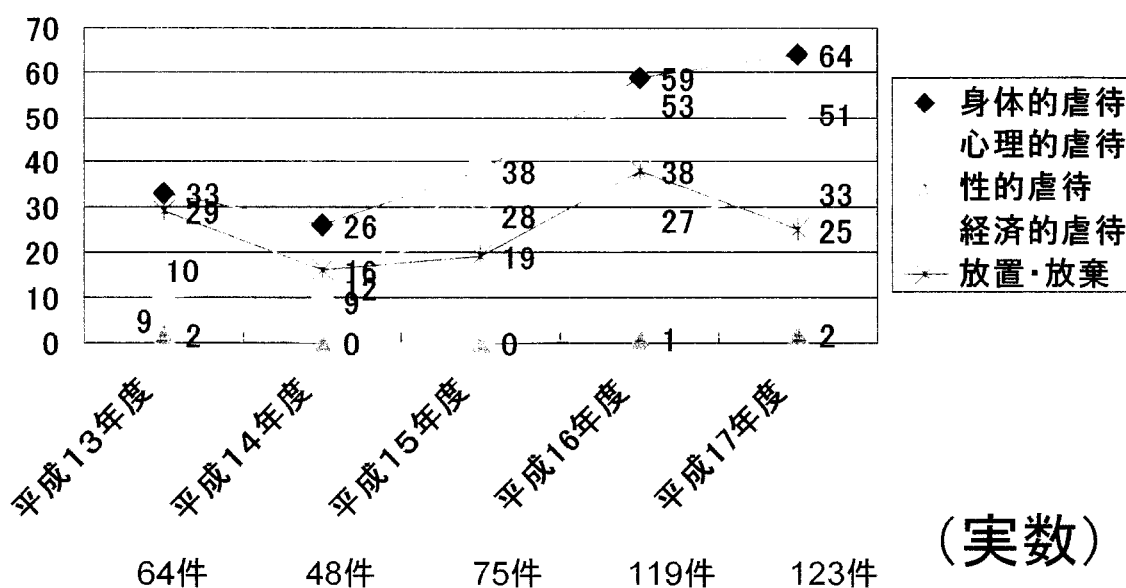
研修会

市民啓発

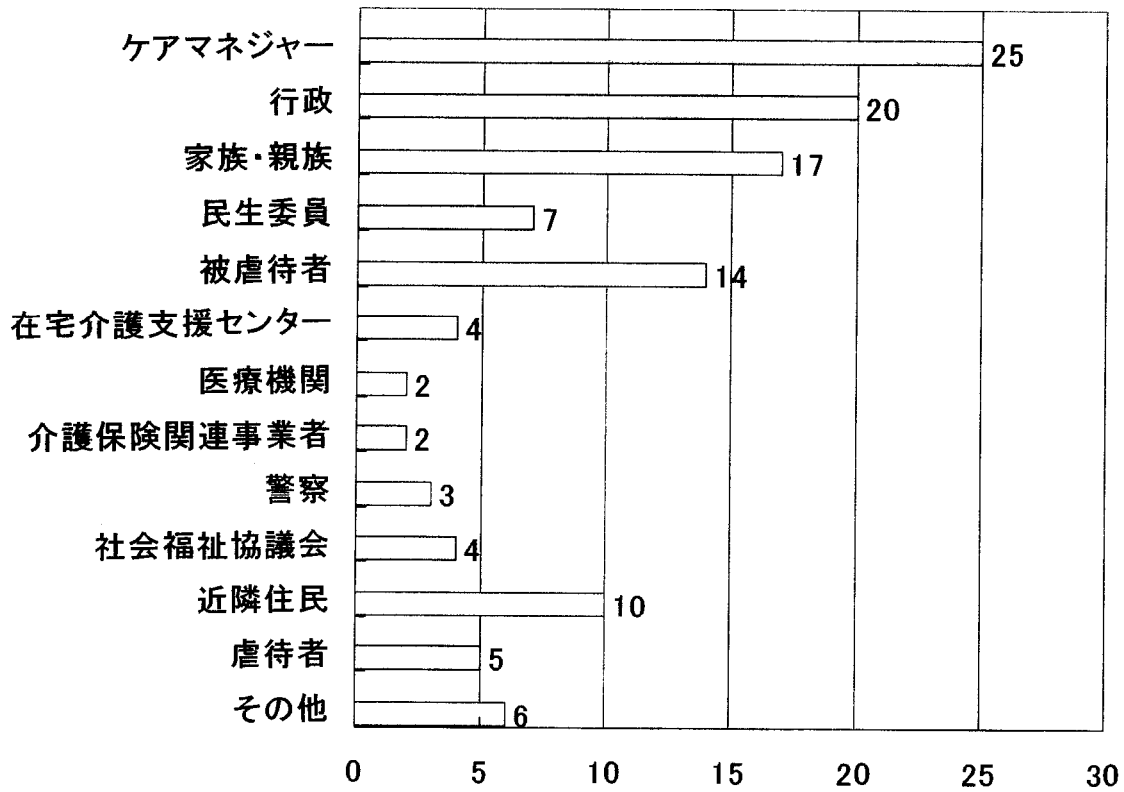
# 相談

- 高齢者虐待相談  
専用電話・面接コーナー
- 介護者のメンタルヘルス相談

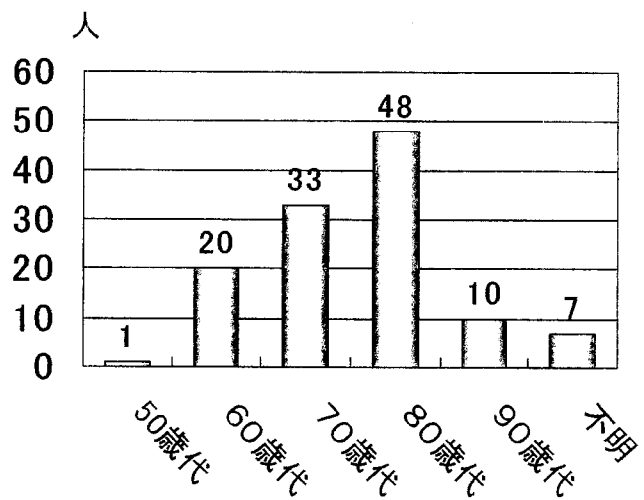
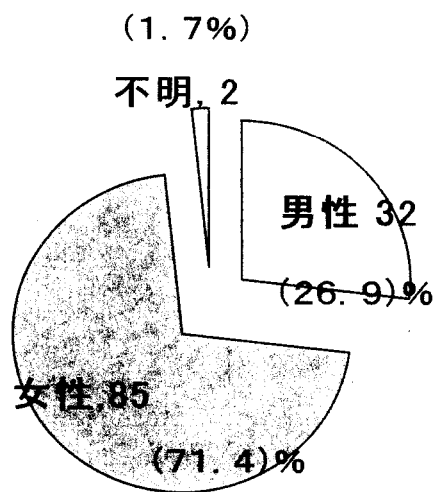
## 高齢者虐待相談 虐待の種類内訳年次推移



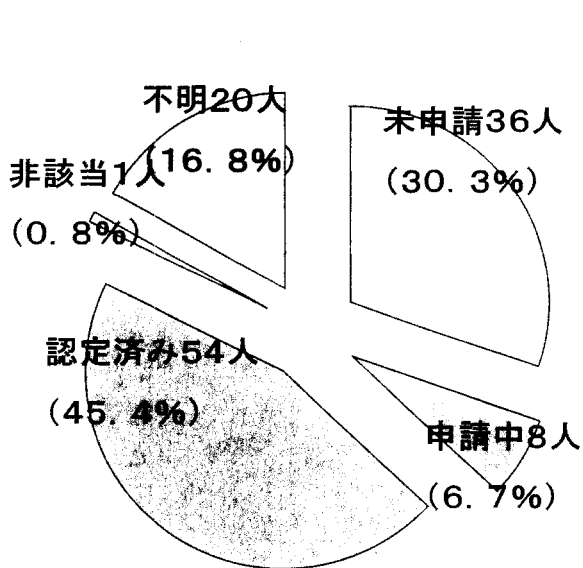
# 平成16年度 相談者119件の内訳



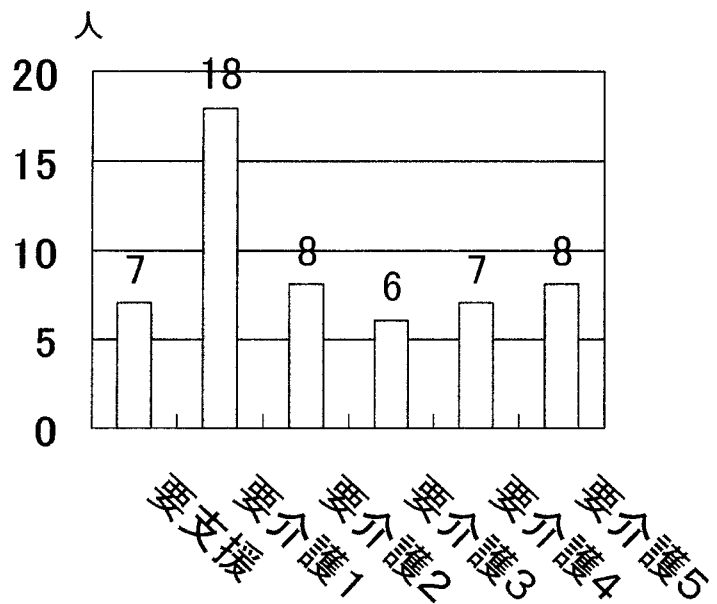
## 被虐待者 性別・年齢



## 被虐待者 介護保険申請の有無と介護度

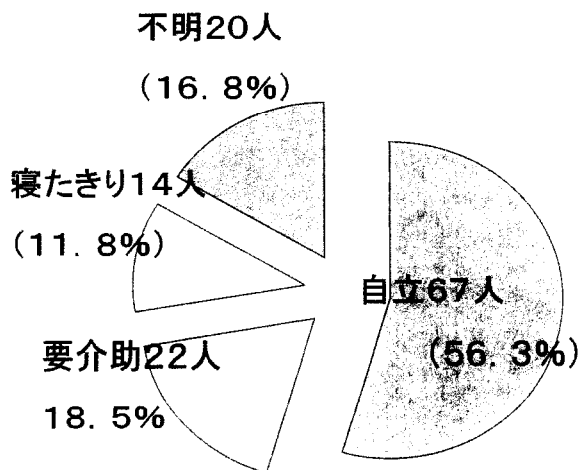


\* (計119件)

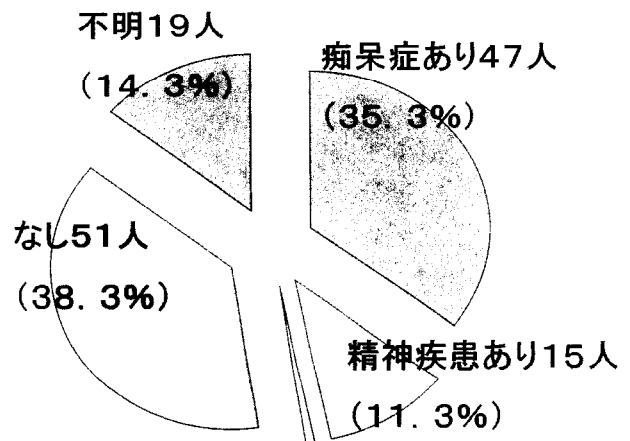


\* (計54件)

## 被虐待者 移動の状態 精神疾患などの有無

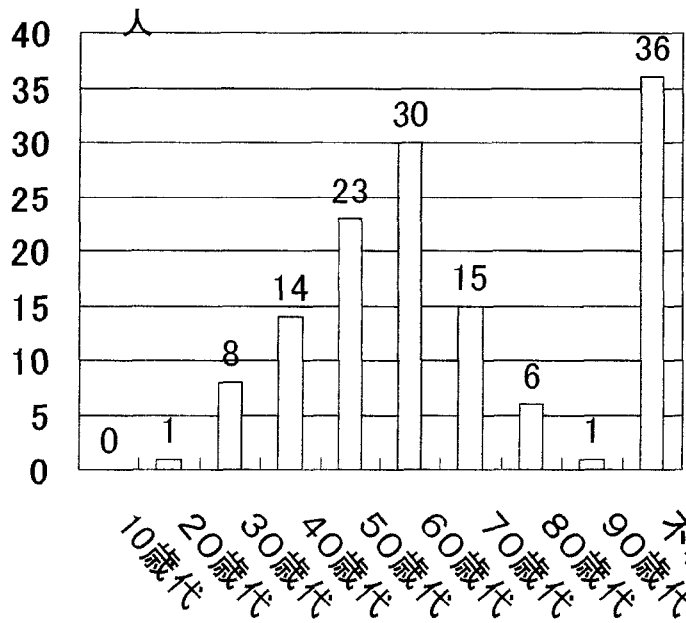
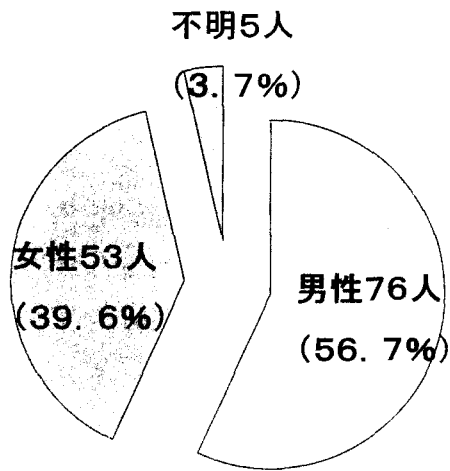


\* (計119件)



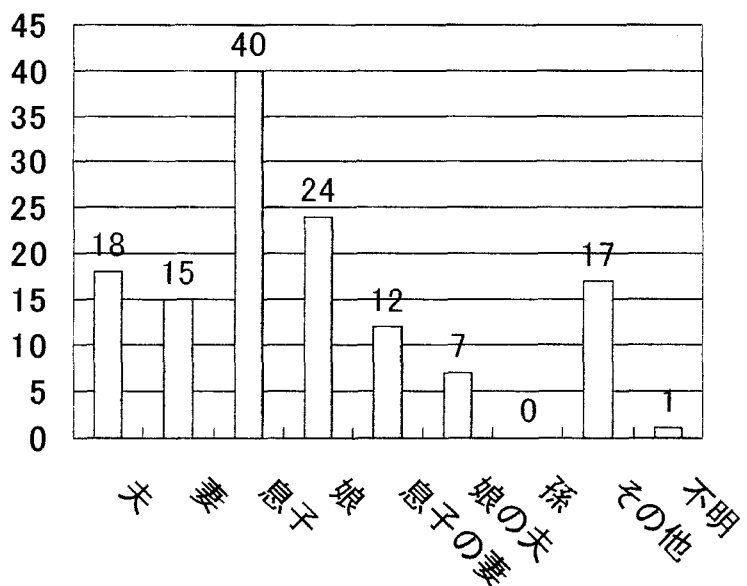
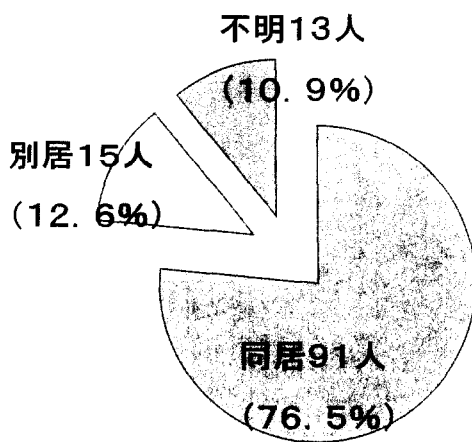
知的障害1人  
(0.8%)

## 虐待者 性別・年齢



\* (計134件)

## 虐待者 同居・別居 被虐待者との関係

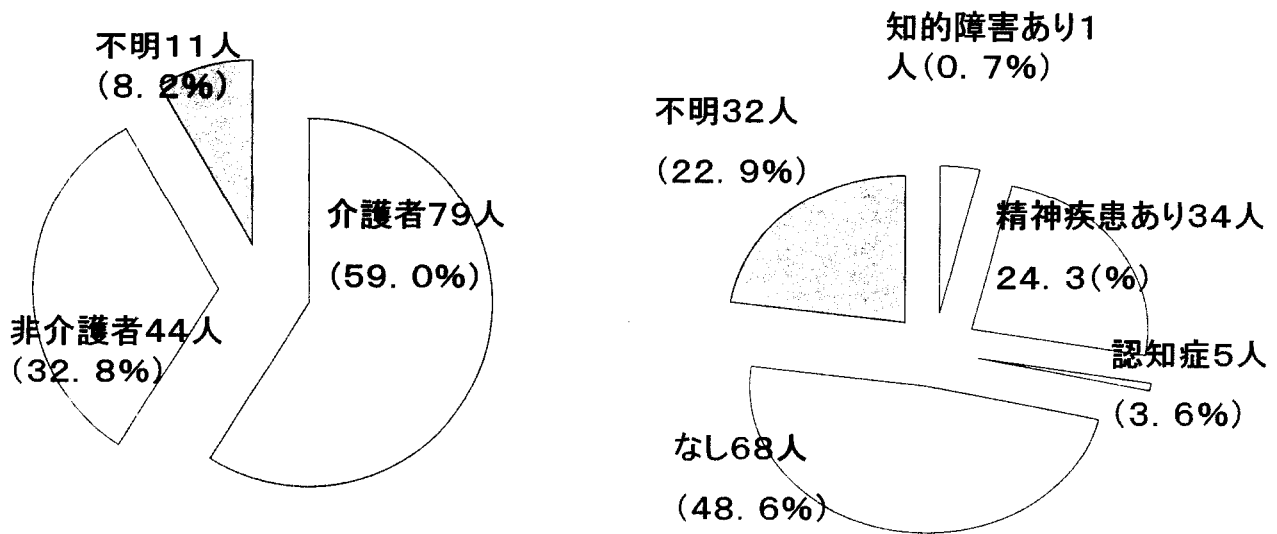


\* (計119件)

\* (計134件)



## 虐待者 介護者か否か 精神疾患の有無



\* (計140件)

## 高齢者虐待防止センターに寄せられる相談

- 高齢者の体に不審なアザがある
- 家族がお酒を飲んで暴力をする
- お金を出せと脅される。応じないと暴力を受ける
- 必要と思われる介護サービスを受けさせない
- 高齢者をたたいてしまいそうになる。あるいはたたいてしまった
- 怒鳴り声が聞こえる
- 家族が必要な介護をしていないなど

## 高齢者虐待の発生要因(横須賀市での相談から)

| 被虐待者側の問題   | 虐待者側の問題   | その他の問題  |
|--|---|---|
| 加齢や怪我によるADL<br>過去からの虐待者との<br>人間関係の悪さ、悪化<br>要介護状態<br>痴呆症の発症・悪化<br>判断力の低下<br>金銭の管理能力の低下<br>収入が少ない<br>借金、浪費癖がある<br>性格<br>精神不安定な状態<br>整理整頓ができない<br>相談者がいない<br>他疾病、障害など | 高齢者に対する恨みなど<br>過去からの<br>人間関係の悪さ<br>介護負担による<br>心身のストレス<br>金銭の管理能力がない<br>ギャンブルなど<br>収入不安定、無職<br>借金、浪費癖がある<br>アルコール依存<br>性格<br>相談者がいない<br>親族からの孤立<br>精神不安定、潔癖症<br>他疾病、障害など | 親族関係の悪さ、孤立<br>近隣、社会との<br>関係の悪さ、孤立<br>家族の力関係の変化<br>(主要人物の死亡など)<br>家屋の老朽化、不衛生<br>人通りの少ない環境<br>暴力の世代間<br>家族間連鎖 |

## 相談事例 (要因別タイプ)

Aタイプ: 介護負担蓄積型

Bタイプ: 力関係逆転型

Cタイプ: 支配関係持続型

Dタイプ: 関係依存密着型

Eタイプ: 精神的障害型

## 高齢者虐待の特徴

どちらが  
悪いと  
いえない  
相互関係

子供虐待防止法  
DV防止法  
に続いて法制化

外出の機会が少なく、  
閉ざされた環境、  
世間体のために隠し  
潜在化する

社会・介護スタッフ・  
当事者とも  
認識が高くない

多問題の  
処遇困難ケース

相談窓口が  
わからない

虐待の定義も  
あいまい

実態が把握  
されていない

支援の方法論  
・技法が  
確立されていない

## 介護者のメンタルヘルス相談

### <対象者>

- 介護していてつらい気持ちを聞いてほしい人
- 介護者としての自分を肯定的に受け止められない人
- 介護していて自分の性格や態度がきつくなっていると思う人
- なかなか相談する機会のない人
- 真面目に介護に向き合っている人

実際に話を聞いてみると……

- \* 介護方法の問題
- \* 介護負担の問題
- \* 家族不和の問題
- \* 本人の問題

本来の自分を取り戻し、元気になってもらう

## ネットワークミーティング

- 個別部会
- 全体会

## ネットワークミーティング開催目的

- 正しい情報を共有化する
- 今後の方向性を検討する
- かかわりの方向性を統一する
- かかわる関係者の役割を確認する
- 対応の仕方について検討する
- 在宅療養の限界を確認する。措置入所などの検討。
- 施設入所を検討する
- 緊急時の連絡体制を整える など

## ネットワークミーティングの事前準備

- 相談内容や事実の情報集と整理
- 状況改善のための問題・課題の把握
- 当事者と関係者のかかわりの理解と整理
- 今後の方向性の検討
- 効果的な検討ができるように検討用紙を準備
- ミーティングメンバーや時間・会場の調整、連絡

## ネットワークミーティングメンバーの例



## 高齢者虐待防止 ネットワークミーティングの効果

- 関係者間で情報を共有化、整理できる
- 膠着ケースでは、新たな方向性を打ち出し、関係者間の役割分担の再確認を行った
- 主治医の理解を得られた
- 関係者間の不安の解消(一人で抱え込まない)
- その後の情報交換がスムーズになる
- 高齢者虐待の早期発見や予防的関わりの必要性を関係者が再確認する
- 高齢者虐待の情報の集約・整理できる
- 地域での問題を見直すきっかけとなる
- 地域での予防・啓発活動につなげる

## 研修会

職員や関係機関の相談援助技術のスキルアップ。



- ◆ 高齢者虐待の認識を高める
- ◆ 虐待に気づくアンテナを高く  
～気づいたことを大切に
- ◆ 介護者を加害者にしない  
～介護者への支援
- ◆ 連携による業務の円滑化

## 市民啓発 市民の高齢者虐待の理解を深め、介護者を支援する地域づくり。

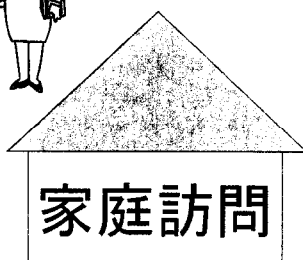


- ◆ 身近なところで起きている認知症の理解
- ◆ 介護者への配慮・応援
- ◆ 高齢者の自立する気持ち、人権意識の必要性
- ◆ 高齢者虐待を防ぐために何ができるか

### 相談対応イメージ



「生命に  
危険性があるか」  
緊急性の判断



家庭訪問

福祉事務所  
総合相談と連携協力

改善に向けて支援

- 生活状況の把握
- 介護者の状況
- 生活環境・近隣との関係
- 経済的な問題

必要に応じて  
ネットワークミーティング

## 対応方法

- 家庭訪問 事実確認 支援体制の構築
- 認知症相談の活用
- 介護保険サービス利用支援 ～在宅・施設
- 関係機関連絡調整
- 家族・親族調整
- 成年後見制度利用支援
- 介護者のメンタルヘルス相談

## 高齢者虐待に関わる人が気をつけたいこと

- プライバシーを守る～個人情報への扱い
- 介護に対する特定の価値観を押し付けない
- たやすく解決できない問題である認識の必要性
- 一人で抱え込まない ～連携・組織での対応
- 客観的に判断する
- 正義感に燃えすぎない
- 心の健康を保つこと



## 横須賀市の法制化への貢献

- モデル事業の実施・報告書の作成
- 地味な事業実施・継続・拡充
- 自治体の視察の受入
- 自治体・団体の研修講師
- 国会議員の勉強会への講師派遣
- 各党作成の法案に対するヒアリング
- 各種雑誌等執筆取材対応など
- 日本高齢者虐待防止学会への参加と協力

|      | 平成<br>16年度 | 平成<br>17年度 |
|------|------------|------------|
| 視察受入 | 25回        | 16回        |
| 研修講師 | 26回        | 21回        |

## 法の施行に向けての課題

- 通報の受理と立ち入り調査
- 相談窓口・対応体制の整備
- 居室の確保
- 自立している高齢者の相談
- 家族の問題をどこまで
- やむをえない措置の限界
- 保護された高齢者のQOLの問題
- 職員の安全の確保の問題

平成17年度老人保健事業推進費等補助金  
(老人保健健康増進等事業分) 事業

# 市町村における権利擁護機能の あり方に関する研究会

平成17年度報告書

【概要版】

平成18年3月

市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会

日本成年後見法学会

(事務局)

〒151-0073 東京都渋谷区笹塚2-18-3 エルカクエイ笹塚ビル6F  
株式会社民事法研究会内  
TEL 03-5351-1573 FAX 03-5351-1572  
Email: j\_jaga@nifty.com

## 市町村における権利擁護機能のあり方に関する研究会

### 平成17年度報告書概要

#### 【研究の目的】

- ・2000年4月に現行の成年後見制度がスタートしたが、この5年間でみると制度利用は必ずしも芳しくなかった。
- ・しかし、今後、認知症高齢者の急増、高齢者世帯の急増、地域で暮らす障害者の増大などの動向の中で、今後、成年後見制度の利用をはじめとする権利擁護機能の充実強化への必要性はますます高まっている。
- ・高齢者虐待防止法（略称）の施行、介護保険改正における地域包括支援センターでの権利擁護機能の制度化などにより、権利擁護機能について市町村行政の責務となった。
- ・これらの状況の中で、地域でさまざまな権利擁護機能の拡充を目指した実践が展開をみせ、今後の権利擁護機能のあり方を考えるうえで参考になる例が多い。
- ・一方、成年後見制度の運用の中で、第三者後見人等として後見業務を受任してきた、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職のみでは受任者が不足する事態がみられるようになり、この状況を打開するための方策が必要と考えられるようになってきた。
- ・これらの検討の前提として、成年後見制度の運用状況の把握、自治体における権利擁護施策の現状の把握が必要となっている。
- ・以上の認識を踏まえ、成年後見制度を中心とする権利擁護機能のあり方について事例の収集、調査の実施、これらを踏まえた課題整理と問題提起を行った。

#### 【第1部 権利擁護施策・事業の現状と課題】

- ・第1部では、地域で展開しているさまざまな権利擁護、成年後見制度にかかわる実践事例を紹介した。
- ・市町村における取組みとして、大規模自治体としての横浜市における権利擁護施策の課題、町田市における成年後見制度市長申立ての積極的活用の取組み、北九州市の行政と民間の協働による権利擁護システム構築の事例を紹介した。
- ・今後の大きな課題として、障害者における権利擁護の課題の事例として、全日本手をつなぐ育成会と地域の親の会の取組事例、および障害プランでの取組みを紹介した。
- ・また、地域での権利擁護の取組みとして、伊賀市における社会福祉協議会の取組み、出雲市の出雲成年後見ネットワークの活動の事例、成年後見補助類型活用へむけた大津市のNPOあさがおの活動事例、仙台市のNPOの民間権利擁護団体エールの活動などを通じて、民間団体の活動の現状を紹介した。
- ・これらの地域の取組事例の検討を通じて課題となった認知症の早期発見および成年後見制度を早期に利用するための補助類型活用の課題について、問題提起を行った。
- ・特に成年後見制度は判断能力の低下した者の単なる「財産管理制度」ではなく当事者の

「意思決定支援」制度、あるいは「福祉的機能」を図る制度である。この認識に基づき、早期対応のために補助制度の活用とこれを実現するための補助人候補者の育成が緊急の課題である。

### 【第2部 成年後見人等の養成・確保の現状と課題】

- ・現在のところ第三者の専門職後見人等として活動しているのは弁護士3600人、司法書士・社会福祉士が4400人と推計され、累計では約8000人が選任された（最高裁判所概況による）。
- ・今後、後見人等の推薦要請の増大は専門職の後見人等養成の現状をみると早晚限界に近づくと思われる。成年後見制度の利用を必要とする者がいるにもかかわらず、後見人等の候補者数が限られているために利用できないなどの事態が生ずることは、絶対に避けなければならない。
- ・前記専門職以外の市民の中から後見人等の候補者を養成し、専門性が要求されない事案についてはこれらの候補者を積極的に活用することが考えられる。この後見人等候補者は福祉的観点から社会に貢献しようとする社会貢献の意欲を要件とすべきである。
- ・すでに、一般市民を対象とした後見人の養成が各自治体、NPO等で進められている。しかし、一般市民が担い手となる後見人等といえども、本人の権利擁護者である点においては専門職後見人等と同質であり、また後見人等としての責任が決して軽減されるわけではない。そのためには、実務上の疑問などを相談できる窓口、フォローアップ研修を行う体制、家庭裁判所等と連携する体制などが用意されていなければならない。
- ・市民後見人養成の課題は、市民後見人のイメージの確立、市民後見人の要件、養成研修、実践的な実習の必要性、市民後見人に求められる倫理と規律、市民後見人の相談窓口、継続研修、執務管理、後任者の手配、関係機関との連携、家庭裁判所との協議、保険の適用などのサポート組織および、受任体制の整備の必要性などがあり、早急に具体的検討が必要である。
- ・市民後見人の制度的位置づけ、サポート組織として制度的裏づけのある「市民後見人協会」の創設、市民後見人協会の適格性の審査機関の設置など、早急に検討を開始すべきである。

### 【第3部 都道府県別にみた後見等開始事件の認容状況】

- ・最高裁判所事務総局家庭局より資料の提供を受け、平成16年度における後見等開始事件の認容件数についての統計を各家庭裁判所管轄内別の統計を都道府県別の事件数として、集計、表示した。
- ・平成16年度の後見、保佐、補助の認容件数は、全国で1万4284件。うち、後見が86.3%を占める。
- ・認容件数では、東京（1786件）、神奈川（1367件）が抜きんでて多く、全体の2割を占める。

- ・家庭裁判所が所在する都道府県人口10万人当たり認容件数では、島根（36.0）が抜きんでて高く、滋賀（19.1）、鳥取（18.7）、鹿児島（17.8）、石川（17.1）、富山（17.0）、山梨（16.0）、神奈川（15.7）、東京（14.4）の順で続く。
- ・〔本人属性（年齢）〕 認容された法定後見のうち本人属性（年齢）が明らかな1万4279人の年齢をみると、本人年齢65歳以上が6割を占めている。（東京、岩手、高知、京都では7割以上）
- ・本人年齢65歳未満の割合が、過半数～3分の2に達しているのは、滋賀、島根、山梨、鹿児島、山形、長野の各県である。
- ・〔該当年齢人口に対する後見人認容件数〕 65歳未満人口10万人に対する認容件数は、島根（32.1）、滋賀（16.1）、鹿児島（14.8）、山梨（13.2）の順で高い（全国では5.6）。
- ・65歳以上人口1万人に対する認容件数は、東京（5.9）、神奈川（5.9）、鳥取（5.1）、石川（4.9）、島根（4.6）の順で高い。
- ・〔認容された法定後見人の属性別にみた傾向〕 平成16年度に認容された法定後見人の、親族・親族以外の構成比をみると、全体でも8割を親族が占め、親族以外の後見人は20.4%となっている。親族後見の割合は、島根県で最も高く、認容された後見人の95%を占めている。他方、親族以外の後見割合が高い（3割以上）のは、滋賀、岡山、東京、群馬である。
- ・平成16年度、後見開始、保佐開始、補助開始事件の終局事件計1万6794件のうち、市町村長申立件数は509件（3%）であった。家庭裁判所所在都道府県別にみると、東京（109件）、神奈川（76件）、大阪（47件）、埼玉（23件）、兵庫（22件）、北海道（19件）の順である。

#### 【第4部 全国市（区）自治体権利擁護マップ】

- ・市（区）自治体における成年後見制度をはじめとする権利擁護事業の取組みについてその実態を把握することで、権利擁護施策推進に向けた今後の市区町村自治体の政策課題を明らかにすることを目的に実施した。
- ・全国762市区（平成17年4月時点）の市区に郵送により配布回収し、610団体から回答を得た（有効回収率80.0%）。
- ・調査項目
  - 権利擁護や成年後見に関する各種関連事業の平成16年度実施状況（実施なし13.7%、5事業以上実施18.3%）
  - 市区町村長申立てに係る体制（要綱あり55.3%、主管課明記36.8%）と申立検討実績の有無（有40.3%（平成16年度））
  - 成年後見制度利用支援事業に係る実施の有無（有53.5%）、後見人報酬利用実績の有無（決算10万円以上20.0%）
  - 地域福祉権利擁護事業関連事項―地域福祉権利擁護事業から成年後見制度への移行を

検討する仕組みの有無（有22.3%）、当該仕組みに関する社会福祉協議会との連携の有無（有60.0%）

○上記の項目、合計19項目についてすべての市区実施数を記載した。

- ・市区の人口規模別にみた権利擁護関連事業の実施状況（実施数上位10市区）は下記のとおりである。
- ・すべての市区の実施状況について本文に一覧表を作成した。

[人口規模 3万未満]

| 団体名   | 都道府県 | 権利擁護や成年後見制度に関する各種事業等の実施数 | 市町村長申立について該当数 | 成年後見制度利用支援事業について該当数 | 地域福祉権利擁護事業について該当数 | 総該当数 |
|-------|------|--------------------------|---------------|---------------------|-------------------|------|
| 竹田市   | 大分県  | 7                        | 3             | 1                   | 1                 | 12   |
| 芦別市   | 北海道  | 3                        | 3             | 3                   | 0                 | 9    |
| 尾鷲市   | 三重県  | 5                        | 1             | 0                   | 3                 | 9    |
| 和泉市   | 大阪府  | 4                        | 2             | 2                   | 0                 | 8    |
| 美唄市   | 北海道  | 3                        | 3             | 0                   | 1                 | 7    |
| 陸前高田市 | 岩手県  | 0                        | 2             | 2                   | 3                 | 7    |
| 勝山市   | 福井県  | 2                        | 0             | 2                   | 3                 | 7    |
| 江津市   | 島根県  | 3                        | 2             | 2                   | 0                 | 7    |
| 村山市   | 山形県  | 4                        | 0             | 1                   | 1                 | 6    |
| 笠間市   | 茨城県  | 4                        | 1             | 0                   | 1                 | 6    |
| 塩山市   | 山梨県  | 0                        | 2             | 3                   | 1                 | 6    |

[人口規模 3万～10万未満]

| 団体名  | 都道府県 | 権利擁護や成年後見制度に関する各種事業等の実施数 | 市町村長申立について該当数 | 成年後見制度利用支援事業について該当数 | 地域福祉権利擁護事業について該当数 | 総該当数 |
|------|------|--------------------------|---------------|---------------------|-------------------|------|
| 八幡市  | 京都府  | 8                        | 3             | 3                   | 3                 | 17   |
| 栃木市  | 栃木県  | 6                        | 3             | 3                   | 3                 | 15   |
| 狛江市  | 東京都  | 7                        | 3             | 2                   | 3                 | 15   |
| 瑞浪市  | 岐阜県  | 5                        | 4             | 3                   | 3                 | 15   |
| 大府市  | 愛知県  | 7                        | 3             | 3                   | 1                 | 14   |
| 萩市   | 山口県  | 5                        | 4             | 3                   | 2                 | 14   |
| 北本市  | 埼玉県  | 6                        | 2             | 4                   | 1                 | 13   |
| 小矢部市 | 富山県  | 5                        | 4             | 2                   | 2                 | 13   |
| 北広島市 | 北海道  | 5                        | 3             | 3                   | 1                 | 12   |
| 武生市  | 福井県  | 7                        | 2             | 2                   | 1                 | 12   |

|      |     |   |   |   |   |    |
|------|-----|---|---|---|---|----|
| 春日井市 | 愛知県 | 5 | 3 | 3 | 1 | 12 |
| 亀岡市  | 京都府 | 3 | 3 | 3 | 3 | 12 |
| 長門市  | 山口県 | 5 | 3 | 2 | 2 | 12 |
| 田川市  | 福岡県 | 4 | 4 | 3 | 1 | 12 |
| 宜野湾市 | 沖縄県 | 4 | 3 | 2 | 3 | 12 |

## [人口規模 10万～50万未満]

| 団体名  | 都道府県 | 権利擁護や<br>成年後見制<br>度に関する<br>各種事業等<br>の実施数 | 市町村長申<br>立について<br>該当数 | 成年後見制<br>度利用支援<br>事業につい<br>て該当数 | 地域福祉権<br>利擁護事業<br>について<br>該当数 | 総該当数 |
|------|------|--|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------|------|
| 町田市  | 東京都  | 6  | 4                     | 4                               | 3                             | 17   |
| 草加市  | 埼玉県  | 7  | 3                     | 3                               | 3                             | 16   |
| 浦安市  | 千葉県  | 7  | 2                     | 4                               | 3                             | 16   |
| 立川市  | 東京都  | 8  | 2                     | 3                               | 3                             | 16   |
| 西東京市 | 東京都  | 7  | 3                     | 3                               | 3                             | 16   |
| 横須賀市 | 神奈川県 | 6  | 3                     | 4                               | 3                             | 16   |
| 市川市  | 千葉県  | 5  | 3                     | 4                               | 3                             | 15   |
| 三島市  | 静岡県  | 6  | 3                     | 3                               | 3                             | 15   |
| 橿原市  | 奈良県  | 6  | 3                     | 3                               | 3                             | 15   |
| 呉市   | 広島県  | 6  | 2                     | 4                               | 3                             | 15   |
| 沖縄市  | 沖縄県  | 4  | 4                     | 4                               | 3                             | 15   |

## [人口規模 50万以上]

| 団体名  | 都道府県 | 権利擁護や<br>成年後見制<br>度に関する<br>各種事業等<br>の実施数 | 市町村長申<br>立について<br>該当数 | 成年後見制<br>度利用支援<br>事業につい<br>て該当数 | 地域福祉権<br>利擁護事業<br>について<br>該当数 | 総該当数 |
|------|------|--|-----------------------|---------------------------------|-------------------------------|------|
| 杉並区  | 東京都  | 7  | 3                     | 3                               | 3                             | 16   |
| 練馬区  | 東京都  | 7  | 3                     | 3                               | 3                             | 16   |
| 足立区  | 東京都  | 8  | 3                     | 2                               | 3                             | 16   |
| 大阪市  | 大阪府  | 7  | 3                     | 4                               | 2                             | 16   |
| 世田谷区 | 東京都  | 5  | 3                     | 3                               | 3                             | 14   |
| 京都市  | 京都府  | 7  | 3                     | 3                               | 1                             | 14   |
| 堺市   | 大阪府  | 8  | 2                     | 3                               | 1                             | 14   |
| 泉大津市 | 大阪府  | 5  | 4                     | 2                               | 3                             | 14   |
| 北九州市 | 福岡県  | 7  | 4                     | 2                               | 1                             | 14   |
| 横浜市  | 神奈川県 | 6  | 2                     | 4                               | 1                             | 13   |

市町村・都道府県における  
高齢者虐待への対応と養護者支援について

本資料は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）の施行に当たり、各市町村及び都道府県において最低限必要となる業務を挙げ、現時点で想定できる業務を行うに当たっての留意点を整理したものです。

今後、各自治体における高齢者虐待への取組状況その他の制度の運用状況を踏まえつつ、より適切な対応を促進する観点から本資料の内容の追補、充実を図ることとしています。

平成18年4月  
厚生労働省 老健局



## はじめに

高齢者への虐待の問題は、近年深刻な問題となっています。平成15年に厚生労働省が行った調査では、虐待を受けている高齢者のうち、約1割が生命に関わる危険な状態であり、約半数が心身の健康に悪影響がある状態となっています。この背景には様々な要因が絡んでいることが伺われるところであり、高齢者虐待は高齢者の尊厳を冒す重大な問題であるということを踏まえつつ、社会全体での早急な対応が必要です。

このような状況の下、昨年秋の臨時国会において、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、いわゆる高齢者虐待防止・養護者支援法が与野党全会一致で可決成立しました。

この法律では、住民に最も身近な市町村や都道府県を具体的な対策の担い手として明確に位置付け、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者の支援を行いその負担の軽減を図ることとしています。

このマニュアルは高齢者虐待を防止し、養護者を支援するためにどのような体制が必要か、具体的な通報等があったときにどのような流れで対応すべきかなど市町村等が新たに事務体制を確立し、業務を進める上で必要な最低限のポイントをお示しし、円滑な立ち上がりが見られるようにすることを目的としています。

体制の在り方には画一的な答えはありません。地域の実情に応じて、様々な地域資源も活用しながら、高齢者の方々の尊厳が尊重される社会の実現に向けて必要な体制が整えられることが期待されます。

法律の附則第3項にもあるとおり、高齢者虐待の防止・養護者支援の制度の在り方については、施行後3年を目途として施行状況等を勘案して改めて検討を行い、必要な措置が講じられることが予定されています。

このマニュアルは先進的な都道府県・市町村や有識者の方々のご協力をいただきながら作成いたしました。今後高齢者の権利利益の援護に向け積み上げられる様々な実例を踏まえながら不断に見直していきたいと考えています。

このマニュアルが高齢者の安全確保と養護者の方々の負担軽減に向けて取り組む方々の業務の一助となることを期待しております。

平成18年3月

厚生労働省 老健局

## < 目 次 >

### I 高齢者虐待防止の基本

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 1 高齢者虐待とは                | 2  |
| 1. 1 高齢者虐待防止法の成立         | 2  |
| 1. 2 「高齢者虐待」の捉え方         | 2  |
| 2 高齢者虐待の実態               | 5  |
| 2. 1 高齢者虐待の主な種類          | 5  |
| 2. 2 虐待の発生要因             | 6  |
| 2. 3 虐待者・被虐待者の特徴         | 7  |
| 3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等   | 10 |
| 3. 1 国及び地方公共団体の責務等       | 10 |
| 3. 2 国民の責務               | 10 |
| 3. 3 保健・医療・福祉関係者の責務      | 10 |
| 3. 4 市町村の役割              | 11 |
| 3. 5 都道府県の役割             | 12 |
| 3. 6 国及び地方公共団体の役割        | 12 |
| 3. 7 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務 | 12 |
| 4 高齢者虐待の防止に向けた基本的視点      | 13 |
| 4. 1 基本的な視点              | 13 |
| 4. 2 留意事項                | 14 |

### II 養護者による虐待への対応（市町村における業務）

|                                |    |
|--------------------------------|----|
| 1 高齢者虐待防止ネットワークの構築             | 17 |
| 2 組織体制                         | 22 |
| 2. 1 組織体制                      | 22 |
| 2. 2 事務の委託                     | 22 |
| 3 高齢者虐待の防止・早期発見のための取組          | 23 |
| 3. 1 発生予防の重要性（リスク要因を有する家庭への支援） | 23 |
| 3. 2 発生予防・早期発見のための取組           | 24 |
| 4 養護者による高齢者虐待への具体的な対応          | 28 |
| 4. 1 高齢者虐待の発見                  | 29 |
| 4. 2 相談・通報・届出への対応              | 32 |
| 4. 3 事実確認及び立入調査                | 44 |

|                             |  |     |
|-----------------------------|--|-----|
| 4. 4                        | 援助方針の決定、援助の実施、再評価                          | 57  |
| 5                           | 養護者（家族等）への支援                               | 83  |
| 5. 1                        | 養護者（家族等）支援の意義                              | 83  |
| 5. 2                        | 養護者支援のためのショートステイ居室の確保                      | 84  |
| 6                           | 財産上の不当取引による被害の防止                           | 87  |
| <br>                        |  |     |
| <b>Ⅲ 市町村と地域包括支援センターの関係</b>  |  |     |
| 1                           | 基本的考え方                                     | 90  |
| 2                           | 地域包括支援センターに業務委託した場合の<br>市町村及び地域包括支援センターの役割 | 91  |
| <br>                        |  |     |
| <b>Ⅳ 養介護施設従事者等による虐待への対応</b> |  |     |
| 1                           | 定義・概略                                      | 95  |
| 2                           | 市町村による相談・通報・届出への対応                         | 97  |
| 2. 1                        | 通報等の対象                                     | 97  |
| 2. 2                        | 通報等を受けた際の留意点                               | 97  |
| 2. 3                        | 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合                       | 97  |
| 2. 4                        | 相談・通報等受理後の対応                               | 98  |
| 2. 5                        | 個人情報の保護                                    | 98  |
| 2. 6                        | 通報等による不利益取扱いの禁止                            | 98  |
| 3                           | 事実の確認・都道府県への報告                             | 100 |
| 3. 1                        | 市町村による事実の確認                                | 100 |
| 3. 2                        | 市町村から都道府県への報告                              | 103 |
| 3. 3                        | 都道府県による事実の確認                               | 106 |
| 4                           | 老人福祉法及び介護保険法の規定による権限の行使                    | 107 |
| 5                           | 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表                    | 109 |
| 6                           | 身体拘束に対する考え方                                | 110 |
| 7                           | 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止                       | 112 |
| <br>                        |  |     |
|                             | <b>【引用文献】</b>                              | 113 |
|                             | <b>【参考文献】</b>                              | 114 |

# I 高齢者虐待防止の基本

# 1 高齢者虐待とは

## 1. 1 高齢者虐待防止法の成立

近年、我が国においては、介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的・心理的虐待、介護や世話の放棄・放任等が、家庭や介護施設などで表面化し、社会的な問題となっています。

平成 17 年 11 月 1 日に国会において「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）が議員立法で可決、成立し、平成 18 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

## 1. 2 「高齢者虐待」の捉え方

### 1) 高齢者虐待防止法による定義

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは 65 歳以上の者と定義されています（高齢者虐待防止法（以下特に法律名を明記しない限り同法を指します。）第 2 条 1 項）。

また、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、及び②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて次のように定義しています。

#### ア. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当すると考えられます。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が養護する高齢者に対して行う次の行為とされています。

- i 身体的虐待：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。
- ii 介護・世話の放棄・放任：高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。
- iii 心理的虐待：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- iv 性的虐待：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
- v 経済的虐待：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

## イ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う上記 i ～ v の行為です。「養介護施設」又は「養介護事業」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

### 高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

|            | 養介護施設   | 養介護事業  | 養介護施設従事者等                 |
|------------|---|--|---------------------------|
| 老人福祉法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人居宅生活支援事業</li> </ul>  | 「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者 |
| 介護保険法による規定 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護老人福祉施設</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・介護療養型医療施設</li> <li>・地域密着型介護老人福祉施設</li> <li>・地域包括支援センター</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅サービス事業</li> <li>・地域密着型サービス事業</li> <li>・居宅介護支援事業</li> <li>・介護予防サービス事業</li> <li>・地域密着型介護予防サービス事業</li> <li>・介護予防支援事業</li> </ul> |                           |

(高齢者虐待防止法第 2 条)

## 2) 「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を上記のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものとすることができます。

また、介護保険制度の改正によって実施される地域支援事業（包括的支援事業）のひとつとして、市町村に対し、「高齢者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の高齢者の権利擁護のための必要な援助を行う事業」(介護保険法第 115 条の 38 第 1 項第 4 号) の実施が義務づけられています。

このため、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事例であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。

「高齢者虐待の例」

| 区分             | 内容と具体例  |
|----------------|---|
| i 身体的虐待        | <p>暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけど・打撲させる</li> <li>・ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体拘束、抑制をする／等</li> </ul>   |
| ii 介護・世話の放棄・放任 | <p>意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮膚が汚れている</li> <li>・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある</li> <li>・室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる</li> <li>・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを、相応の理由なく制限したり使わせない</li> <li>・同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置すること／等</li> </ul> |
| iii 心理的虐待      | <p>脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる</li> <li>・怒鳴る、ののしる、悪口を言う</li> <li>・侮辱を込めて、子供のように扱う</li> <li>・高齢者が話しかけているのを意図的に無視する／等</li> </ul>  |
| iv 性的虐待        | <p>本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する</li> <li>・キス、性器への接触、セックスを強要する／等</li> </ul>   |
| v 経済的虐待        | <p>本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない</li> <li>・本人の自宅等を本人に無断で売却する</li> <li>・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する／等</li> </ul>   |

(参考)「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年度)、財団法人医療経済研究機構

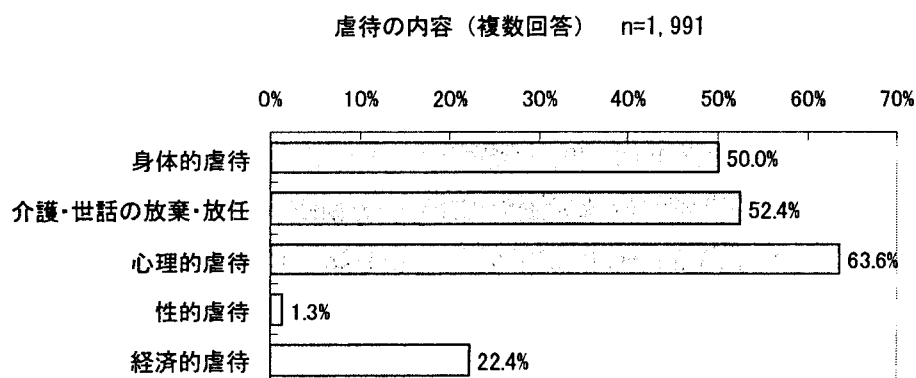
## 2 高齢者虐待の実態

平成 15 年度に実施された「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(財団法人医療経済研究機構)では、全国の介護保険事業所、保健所・保健センターから 16,802 か所を抽出し、アンケート調査を行いました。以下は其中で担当ケアマネジャーの回答(1,991 件)を分析したものです。

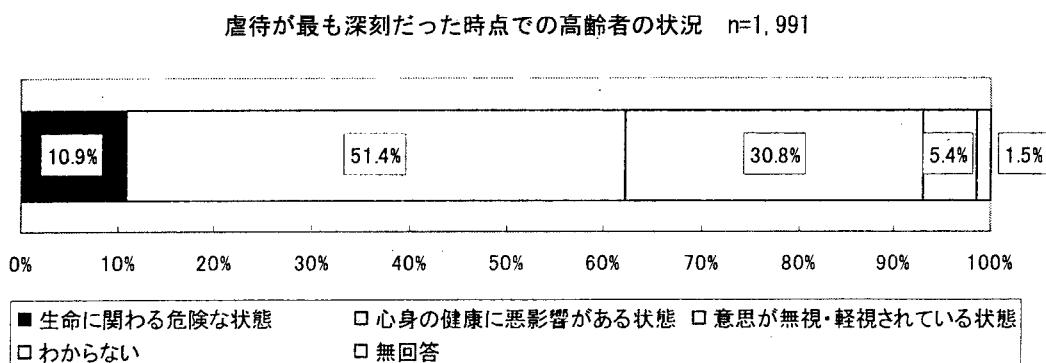
### 2. 1 高齢者虐待の主な種類

調査で定義した虐待の区分のうち、脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的、情緒的苦痛を与える心理的虐待が 63.6%で最も多く、次いで介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)が 52.4%、身体的虐待が 50.0%を占めていました。

また、本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由無く制限するなどの経済的虐待も 22.4%のケースで見られ、様々な形での虐待が行われていました。



また、虐待が最も深刻だった時点での高齢者の状態では、「生命に関わる危険な状態」が 10.9%、「心身の健康に悪影響がある状態」が 51.4%を占めていました。





## 2. 2 虐待の発生要因

虐待の発生要因について影響があったと思われることとして次のような項目が上位を占めていました。

これをみると、虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係上の問題が上位を占めていますが、高齢者に対する介護負担が虐待につながっていると考えられるケースも少なくないことがわかります。また、家族・親族との関係、経済的要因など様々な要因があげられており、これらの問題が複雑に絡み合っただ虐待が発生していると考えられます。

### 虐待の発生の要因と考えられること

#### 【虐待者や高齢者の性格や人格、人間関係】

- ・虐待をしている人の性格や人格 (50.1%)
- ・高齢者本人と虐待をしている人のこれまでの人間関係 (48.0%)
- ・高齢者本人の性格や人格 (38.5%)

#### 【介護負担】

- ・虐待者の介護疲れ (37.2%)
- ・高齢者本人の認知症による言動の混乱 (37.0%)
- ・高齢者本人の身体的自立度の低さ (30.4%)
- ・高齢者本人の排泄介助の困難さ (25.4%)

#### 【家族・親族との関係】

- ・配偶者や家族・親族の無関心 (25.1%)

#### 【経済的要因】

- ・経済的困窮 (22.4%)

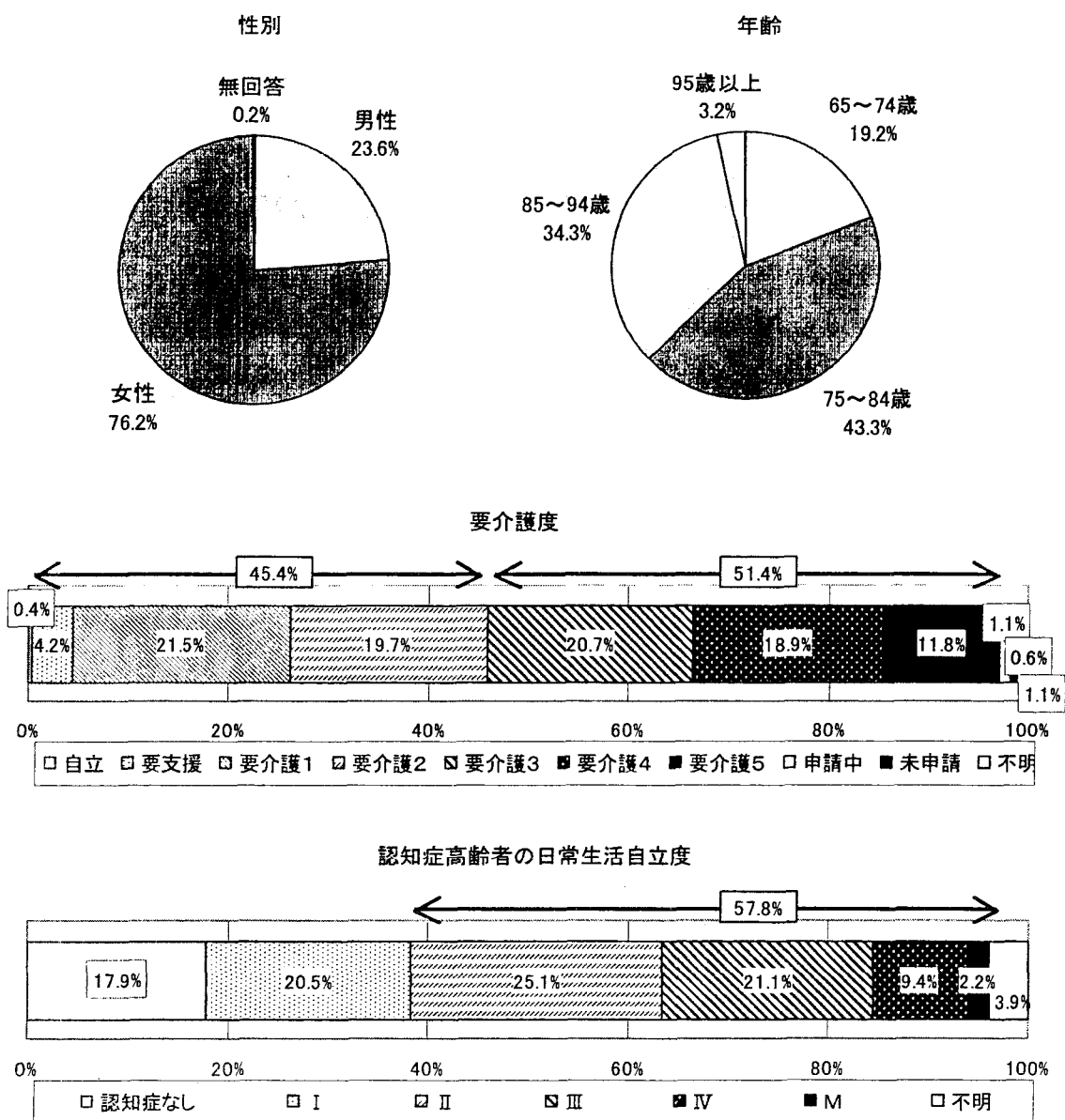
「家庭内における高齢者虐待に関する調査」(平成15年度、財団法人医療経済研究機構)

## 2. 3 虐待者・被虐待者の特徴

### 1) 虐待を受けていた高齢者本人の状況等

虐待を受けていた高齢者の性別は、男性 23.6%、女性 76.2%でした。また年齢は75歳以上の後期高齢者が80%以上を占めています。

虐待を受けていた高齢者のほとんどが要介護認定を受けており、要介護3以上の方が51.4%を占めています。また、認知症の症状がみられる高齢者が60%程度を占めていました。



## 2) 主な虐待者の状況

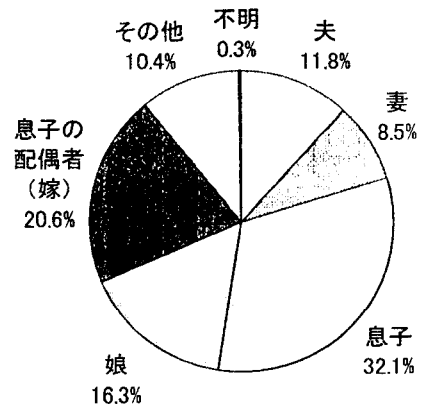
虐待者の高齢者本人との続柄は、「息子」、「息子の配偶者（嫁）」、「配偶者（夫）・（妻）」、「娘」の順で多くなっています。

性別は男女半々であり、年齢は「40代～おおむね64歳程度」が多くなっています。

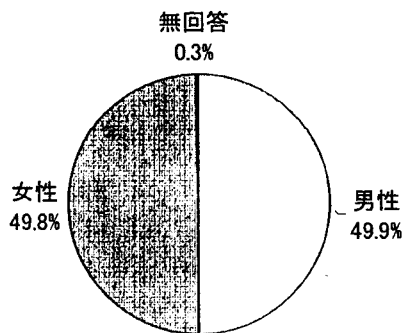
高齢者本人との関わりについては、同居している虐待者が88.6%と多数を占めており、「日中も含め常時」接触している虐待者が半数を占めていました。

虐待者の介護の取り組みについては、「主たる介護者として介護を行っていた」が60.6%を占めており、うち39.0%は「介護に協力してくれる者がいた」と回答していますが、一方で「相談相手はいるが実際の介護に協力する者はいなかった」は38.6%、「介護に協力する者も相談する相手もいなかった」が17.7%を占めていました。

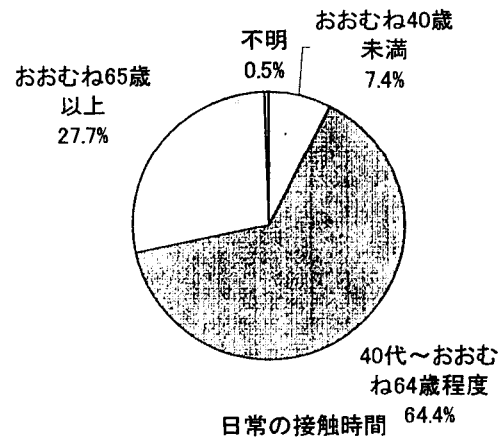
高齢者本人との続柄



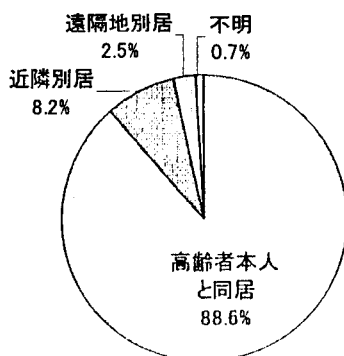
主な虐待者の性別



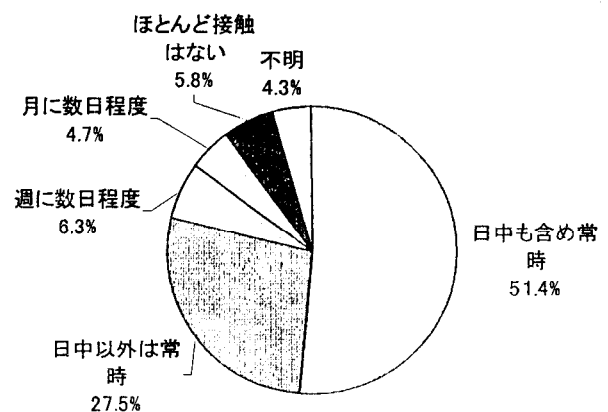
主な虐待者の年齢



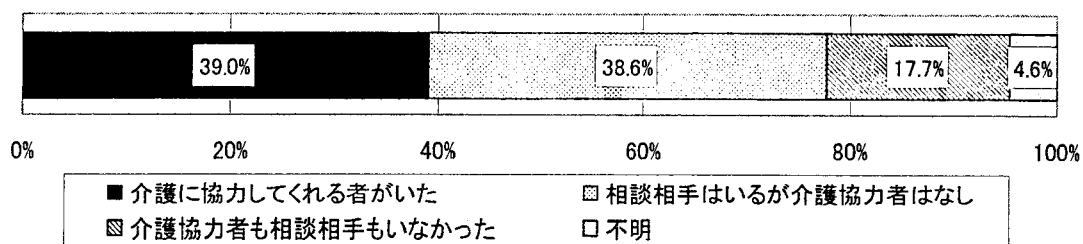
同居・別居の状況



日常の接触時間



介護を行っている虐待者への介護の協力者等の有無 n=1,207

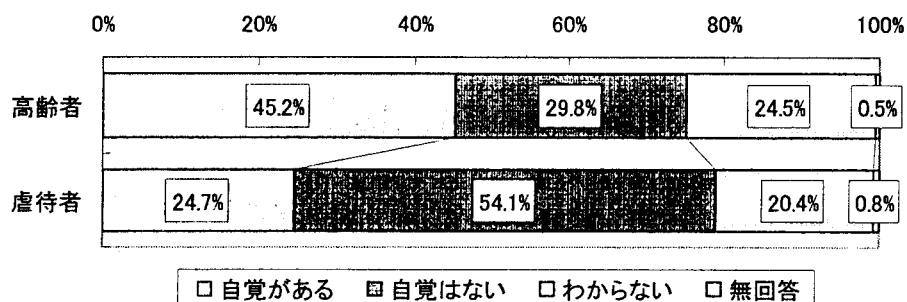


### 3) 虐待についての自覚

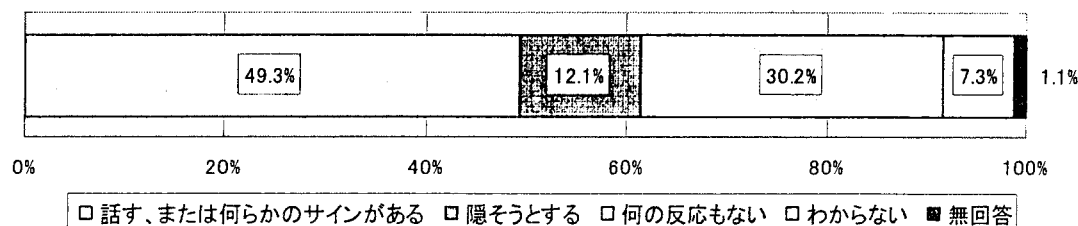
虐待の自覚があるかどうかでは、高齢者本人では虐待されている「自覚がある」高齢者が 45.2%でしたが、「自覚はない」高齢者も 29.8%を占めていました。一方虐待者では、自分が虐待をしている「自覚がある」のは 24.7%にとどまっており、半数以上の虐待者は自覚がないままに虐待行為を行っていました。

また、高齢者本人からの虐待を受けていることに対する意思表示の有無については、「話す、または何らかのサインがある」高齢者が半数近くを占めています。一方で、「隠そうとする」(12.1%)や「何の反応もない」(30.2%)高齢者も少なくありませんでした。

虐待についての自覚



高齢者から虐待についての意思表示



### 3 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています。

#### 3. 1 国及び地方公共団体の責務等

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

- 国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること（第3条第1項）。
- 国及び地方公共団体は、支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めること（第3条第2項）。
- 国及び地方公共団体は、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと（第3条第3項）。

#### 3. 2 国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（第4条）。

#### 3. 3 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（第5条）。